# 介護老人保健施設短期入所療養介護･予防短期入所療養介護利用約款

## ＜ 令和 8年 8月 1日現在 ＞

（約款の目的）

第１条　介護老人保健施設こうわか苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所等」という）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出後より効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は、第 4 条又は第 5 条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②　弁済をする資力を有すること

２　身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額１００万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

５　身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第２項の場合も同様とします）。

２　身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

第５条　当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②　利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合

③　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護等の提供を超えると判断された場合

④　利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を３か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず１４日間以内に支払われない場合

⑤　利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥　第３条第４項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦　天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

⑧　利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して短期入所療養介護等を提供するのが著しく困難となった場合

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護等の対価として定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月１５日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を翌月２０日までに支払うものとします。

３　当施設は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第７条　当施設は、利用者の短期入所療養介護等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間保管します。

２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。

３　当施設は、身元引受人が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。（謄写において、二部以降は必要な実費を徴収します）但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

４　前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

５　当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第１項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①　サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②　居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④　利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤　生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第 10 条　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

２　当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護等での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

３　前２項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第 11 条　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第 12 条　利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護等に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

※ご意見箱を談話室内に設置しております。

（賠償責任）

第 13 条　介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第 14 条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護老人保健施設こうわか苑短期入所療養介護･介護予防短期入所療養介護

# 重要事項説明書

## 1. 概要

（1）事業者（法人）の概要

・名称・法人種別　　医療法人　喜明会
・代表者役職・氏名　　理事長　山内　一明
・所在地・連絡先　　福岡県みやま市瀬高町大江 1694
℡　0944-63-8888

（1）施設の概要等

・施設名　　介護老人保健施設こうわか苑
・開設年月日　　平成８年８月２０日
・所在地　　福岡県みやま市瀬高町大江 1687-2
・電話番号　　℡　0944-63-8888　　FAX　0944-63-8288
・管理者名　　櫻田　教子
・介護保険指定番号　　介護老人保健施設（福岡県 4054280070 号）
・短期入所療養介護及び予防短期入所療養介護の通常の事業の実施地域
みやま市、柳川市、筑後市（※通常実施地域以外の方はご相談ください。）

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設こうわか苑の運営方針］

・人間性を尊重し、明るく楽しい雰囲気の中で楽しく生活できるよう支援します。
・福祉の理念を基に利用者の安心した生活を、医療、看護、リハビリ、介護、相談援助の技術を確保、活用することによって、利用者の支援を行います。

（3）施設の職員体制（入所・通所リハビリ合計）

| | 常　勤 | 非常勤 | 夜　間 | 業務内容 |
|---|---|---|---|---|
| ・医　　師 | 2 | 1 | | 利用者の診療及び管理 |
| ・看護職員 | １３ | | 1 | 看護業務及び介護業務 |
| ・薬剤師 | | | | |
| ・介護職員 | ４３ | | 4 | 介護業務 |
| ・支援相談員 | 2 | | | 支援相談業務 |
| ・理学療法士 | 5 | | | 理学療法業務 |
| ・作業療法士 | 4 | | | 作業療法業務 |
| ・言語聴覚士 | | | | |
| ・管理栄養士 | 1 | | | 栄養管理・指導・相談 |
| ・介護支援専門員 | 2 | | | ケアプラン作成業務 |
| ・事務職員 | 3 | | | 事務業務 |
| ・その他 | | 4 | | |

（4）入所定員等　　定員　１００名（うち認知症専門棟　３２名）

・療養室（一般棟）　　個室　８室　　４人部屋　１５室
（認知症専門棟）　個室　４室　　４人部屋　　７室

（5）通所定員　　５０名

## 2. サービス内容（施設入所）

① 施設サービス計画の立案
② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食　７：４５　～　９：００
昼食　１２：００　～　１３：００
夕食　１７：００　～　１８：００
⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑥ 医学的管理・看護（回診及び随時診察諸検査（レントゲン・採血等）１部負担金が生じる場合があります。）
⑦ 介護（退所時の支援も行います）
⑧ リハビリテーション
⑨ 相談援助サービス
⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑪ 理美容サービス（原則月１回実施します。）
⑫ 行政手続代行
⑬ その他
※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 施設利用にあたっての留意事項

・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

| | |
|---|---|
| ・ 面会 | 9：00～19：00※感染対策等により変更となる場合がございます。 |
| ・ 外出・外泊 | 事前に届出書に必要事項を記載の上、事務所までご提出ください。 |
| ・ 飲酒・喫煙 | 飲酒は利用者、面会者とも禁止です。喫煙は所定の場所でお願いします。 |
| ・ 火気の取扱い | 火器の持ち込み、取り扱いは禁止となります。 |
| ・ 設備・備品の利用 | 大切に取り扱いをお願いします。 |
| ・ 所持品・備品等の持ち込み | 持ち物すべてにフルネームでの記入をお願いします。 |
| ・ 金銭・貴重品の管理 | 金銭、貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。少額の金銭は事務所でのお預かりは可能です。所持された金銭等の紛失等につきまして、責任は負いませんのでご了承ください。 |
| ・ 外泊時等の施設外での受診 | 入所中（外出外泊時含む）の他医療機関への受診は原則的にはできません。受診希望時等は、必ず施設へご連絡、ご相談ください。 |
| ・ ペットの持ち込み | 持ち込みはご遠慮ください。 |

## 4. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

2 利用者及び利用者の家族等の禁止行為（カスタマーハラスメント等）
① 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
② 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
③ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

④　契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
⑤　職員に対する金銭の要求や贈り物の強要

（契約解除）
前条に定める禁止事項に該当する行為があった場合、施設は利用者に対して改善を求めるものとします。改善が見られない場合、または行為が悪質である場合は、施設は本契約を解除することができるものとします。

## 5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
■名称　ヨコクラ病院
住所　福岡県みやま市高田町濃施 480-2
■名称　船小屋病院
住所　福岡県みやま市瀬高町長田 1604
・協力歯科医療機関
■名称　みぞぐち歯科クリニック
住所　福岡県柳川市三橋町下百町 207-2

◇緊急時の連絡先
なお、緊急の場合には、「緊急時の優先連絡先確認票」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 6. 非常災害対策

・　防災設備　スプリンクラー、消火器、消火栓、発電機等
・　防災訓練　年 2 回（日中及び夜間想定）

（業務継続計画の策定等）
施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護等の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
2　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
3　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

## 7, ICT 機器等の使用

当施設では、利用者の状態に応じた介護、看護を提供できるように睡眠状態や心拍数・呼吸状態を確認できる見守り機器や状態を映像で確認できる見守りカメラ、離床時にナースコールと連動したセンサーマットを居室に設置する場合があります。これらの機器を以下の目的で使用します。
・利用者の生活習慣や状態に合わせたケア・見守り
・利用者に適した介護計画の検討、サービスの提供及びその効果の検証
・利用者の体調変化への気づき
・その他、利用者への介護看護サービス提供全般
2　介護サービスの提供にあたり、これらの情報を家族や介護支援専門員、医療機関に提出することがあります。
3　ICT 機器の設置により事故防止に努めますが、急変や転倒転落事故が発生しないということではございませんので、ご理解をお願いします。
4　ICT 機器導入による生産性向上の分析に伴い、導入時、導入後等に生活状況及び心身状況の変化について利用者へ同意の上、聞き取りや評価等を行う場合があります。

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

℡　0944-63-8888

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、談話室に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、以下についても苦情等の相談をすることができます。

■みやま市　介護健康課　介護保険係
福岡県みやま市瀬高町小川 5
℡0944-64-1555　Fax0944-64-1601

■福岡県介護保険広域連合　柳川・大木・広川支部
福岡県柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内
℡0944-75-6301　Fax0944-75-6340

■筑後市　高齢者支援課　介護保険担当
福岡県筑後市大字山ノ井 898
℡0942-53-4115　Fax0942-53-4119

■福岡県国民健康保険団体連合会
福岡県福岡市博多区吉塚本町 13-47
℡092-642-7859　Fax092-642-7856

## 9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

## 10. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)について

（１）介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

（２）短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護等は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者家族の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

## 11. 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用料金

①基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は１日あたりの自己負担分です)

| 基本型 | 1日あたりの利用料金（自己負担額） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1割負担 | | 2割負担 | | 3割負担 | |
| | 多床室 | 個室 | 多床室 | 個室 | 多床室 | 個室 |
| 要支援1 | 613円 | 579円 | 1,226円 | 1,158円 | 1,839円 | 1,737円 |
| 要支援2 | 774円 | 726円 | 1,548円 | 1,452円 | 2,322円 | 2,178円 |
| 要介護1 | 793円 | 717円 | 1,586円 | 1,434円 | 2,379円 | 2,151円 |
| 要介護2 | 843円 | 763円 | 1,686円 | 1,526円 | 2,529円 | 2,289円 |
| 要介護3 | 908円 | 828円 | 1,816円 | 1,656円 | 2,724円 | 2,484円 |
| 要介護4 | 961円 | 883円 | 1,922円 | 1,766円 | 2,883円 | 2,649円 |
| 要介護5 | 1,012円 | 932円 | 2,024円 | 1,864円 | 3,036円 | 2,796円 |

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦 1 日あたりの利用料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を市町村に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

②サービス提供にあたっての加算

| | |
|---|---|
| サービス提供加算（Ⅰ） | 22 円／日 |
| 夜勤職員配置加算 | 24 円／日 |
| 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） | 10 円／月 |
| 個別リハビリテーション実施加算 | 240 円／日 |
| 送迎加算 | 184 円／片道 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ） | 9.7% |
| 療養食加算 | 8 円／一食あたり |
| 認知症ケア加算（要介護のみ） | 76 円／日（認知症専門棟入所） |
| 緊急短期入所受入加算（要介護のみ） | 90 円/日 |
| 緊急時治療管理（月に 3 日を限度） | 518 円/日 |

※実施した場合のみ上記加算が算定されます。

※上記の「①基本料金」「②サービス提供にあたっての加算」に記載の金額は 1 割負担の場合となります。2 割負担の場合は×2、3 割負担の場合は×3 となります。

③　食費

| | 第 4 段階 | 第 3 段階①② | 第 2 段階 | 第 1 段階 |
|---|---|---|---|---|
| 1 日あたり | 1，750 円 | ①1，030 円 | 390 円 | 300 円 |
| | | ②1，360 円 | | |

※第 4 段階の食費内訳：朝 410 円　昼 680 円　夕 650 円

※食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。

④　滞在費（療養室の利用費）（1 日あたり）

| | 第 4 段階 | 第 3 段階①② | 第 2 段階 | 第 1 段階 |
|---|---|---|---|---|
| 多床室 | 460 円 | 430 円 | 430 円 | 0 円 |
| 個室 | 1，730 円 | ①1，370 円 | 550 円 | 550 円 |
| | | ②1，470 円 | | |

※居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

⑤教養娯楽費

1 日あたり　　実費

※個人でご希望されるレクリエーション、クラブ活動等への参加をされる場合の実費相当額

⑥日常品費

1 日あたり　　230 円

※内訳：タオル、バスタオル、おしぼり、ペーパータオル、歯磨き粉、ティッシュペーパー、石鹸、シャンプー、ボディーソープ等、施設で用意するものをご利用される場合。

⑦電気代（1 品につき）

1 日あたり　　50 円

⑧クリーニング

1 月あたり　　5，000 円

⑨その他の料金

理美容費、行事参加費、健康管理費等は別途料金がかかります。

※料金は退所日までを基準に計算します。

（3）支払い方法

・毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、翌月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者が、直接当施設にお支払いください。

# 個人情報の利用目的
（令和８年８月１日現在）

介護老人保健施設こうわか苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議、退所時等支援加算等）、 照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
　－科学的介護推進などに係る厚労省への情報提出（LIFE）
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

# 介護老人保健施設短期入所療養介護及び
# 介護予防短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設こうわか苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（代筆者氏名　　続柄　　）

＜利用者の身元引受人＞

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　続柄（　　）

医療法人　喜明会
介護老人保健施設　こうわか苑
施設長　櫻田　教子　殿